

I 低炭素社会の構築

(1) 除害施設等に係る特例措置の延長（固定資産税）

公共用水域の水質保全を図る観点から、各事業場等から発生する汚水を処理し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより下水道施設の機能保全を図る除害施設等の整備を促進するため、除害施設等に係る特例措置について、更新に係るものを対象から除外し、課税標準を以下のとおりとしたうえ、その適用期限を2年間延長する。

- 固定資産税：（除害施設） 課税標準 $3/4$ （現行： $2/3$ ）
（し尿浄化槽） 課税標準 $1/3$
（現行： $1/6$ 、更新に係るものは $2/3$ ）

<政策の目標>

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率

河川：約71%、湖沼：約55%、閉鎖性海域：約71%（H19年度）

→河川：約75%、湖沼：約59%、閉鎖性海域：約74%（H24年度）

II 我が国の活力・成長力の強化

(1) 住宅以外の家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税）

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除）について、対象地域から認定中心市街地を、対象用途から料理店・遊技場・公衆浴場を除外したうえ2年延長する。

<政策の目標>

都市機能更新率※ 36.9%（H20年度）→ 41%（H25年度）

※再開発を促進すべき一定の地区における4階建て以上の建築物の宅地面積の割合

III その他

- 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却について、過疎法の延長を前提に、対象事業からソフトウェア業を除外し、コールセンターを追加した上で、1年延長（所得税、法人税）